

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県県産木材等利用促進基本計画（案）についての意見募集）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>民有地の「災害が予測される急傾斜地」にも森林が間伐される事無く放置されて荒れており、台風19号災害のレベルの集中豪雨が今後も繰り返されると県土全体で相当の被害をもたらす事が考えられます。</p> <p>民有地の急傾斜地をどうするのか、森林管理の面からキチンとした考え方と対策の体制を決めて明記してください。</p>	<p>森林の公益的機能には、災害防止といった県土の保全等も含まれており、森林を適切に整備していくことは防災・減災の面で重要なことであることから、県では、国庫補助事業等を活用して森林の整備を促進しています。</p> <p>災害を発生させるおそれのある急傾斜地等の荒廃森林については、緊急性や重要性を見極め、治山施設の整備を推進しています。</p> <p>なお、本計画は、県産木材等の利用の促進に関する計画であることから、森林の整備に関しては木材の供給を確保する視点で記述しています。</p>	D（参考）
2	<p>この基本計画の中には、具体的な文言を入れることが出来ないのかも知れないので、基本計画のあとに作成する行動計画の中に、いつ、何を、どういう数値目標で行うか、具体的に計画するよう要望します。</p>	<p>数値目標の設定等に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）
3	<p>基本方向⑩を提案。財政上の措置。</p> <p>条例第20条に基づき、「この計画を推進するため、必要な財政措置を講ずるものとする」を入れるべきである。</p>	<p>条例第20条に「県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから、必要な予算については、引き続き確保に努めるとともに、国に対して要望していきます。</p>	F（その他）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
4	<p>PDCA サイクルでは、P だけではだめで、D が大事である。今回の条例に賛同する団体・企業等の賛同者登録制度が望まれる。</p> <p>例えば、〇〇銀行、農協、漁協、〇〇ホテル、〇〇交通など。</p>	<p>県産木材等の利用推進機関として、「(仮称) いわて県産木材等利用推進協議会」を設置することとし、構成員として県民及びその他の事業者の参画を検討しているところです。</p> <p>意見については、今後の施策を検討する際の参考とします。</p>	D（参考）
5	<p>基本計画策定の趣旨において持続可能な開発目標（SDGs）に触れてはいるが、第2章の基本的事項において、持続可能性に寄与する取り組みが記載されていないので、県産木材を使用することでSDGsのどのゴールに対して寄与できているのかをSDGsのロゴマークを使用するなどして明記してはどうか。</p>	<p>意見を踏まえ、SDGsのロゴマークを使用し本計画の取組に関連する主なゴールを示すなど、SDGsについて記述します。</p>	A（全部反映）
6	<p>特にも森林資源の循環利用を図るための森林整備（管理）について、SDGsの達成にアプローチするための具体的な言及があってもいいのではないかと。</p>	<p>意見を参考にし、本計画の取組に関連する主なゴールを示すなど、SDGsとの関係について記述します。</p>	A（全部反映）
7	<p>ここに示している4つの利用目標は、条例の基本理念（第3条）そのものであり、基本計画においては、もう一步踏み込んだ表現があっても良いと思う。</p> <p>(1)においては、単に枯渇させることなく次の世代に継承・・・ではなく、「枯渇させることなく、計画的伐採と計画的造林を進めることにより、確実に次の世代に継承します」の表現にしてはどうか。</p>	<p>意見を参考にし、「森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、『植える、育てる、使う、植える』という森林資源の循環利用を促進し、本県の豊かな森林資源を枯渇させることなく次の世代に継承するとともに、持続可能な森林経営と林業経営を実現します」に修正します。</p>	B（一部反映）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
8	(3) 経済的価値の向上、健全な発展、経済を活性化ときれいな言葉が並んでいるが、山元（森林所有者）に利益が還元されていない現状では、健全な発展は望めないで、「…図られるよう、山元への利益還元を行いながら、森林資源の循環利用を進め、林業及び…」の表現にしてはどうか。	意見を参考にし、「県産木材等の経済的価値の向上を実現し、森林所有者及び木材の生産から利用に至る関係事業者の経営の充実を図ることにより、林業及び木材産業等が健全に発展し本県の経済を活性化します。」に修正します。	B（一部反映）
9	(4) どのようにして、主体的に考えるのか、考えることができるのかが疑問。常日頃、広く県民に対し、普及啓発、PRすることが重要。「…を促進するよう、災害の防止、水資源の涵養、地球温暖化防止など、森林の重要性について積極的にPRを行い、県民一人一人…」の表現にしてはどうか。（全国植樹祭も間近に控えている）	意見を参考にし、「県民一人ひとりが、水源の涵養や県土の保全など、森林と人のかかわりについて主体的に考え県産木材等の利用が促進されるよう、木材利用意識の高揚と自発的な取組を醸成し、県民の豊かな暮らしを実現します」に修正します。	B（一部反映）
10	現実には、利用できる材まで熱源として流れていると聞く。この辺の実態把握と適正な流通についてルールに則るよう何らかの措置が必要と思われる。 「用途に応じた利用分別を進めながら、未利用の間伐材…」の表現にしてはどうか。	意見を踏まえ、「用途に応じた木材利用を基本とし、未利用の間伐材や製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして有効利用することを進めます」に修正します。	B（一部反映）
11	腹案を有しているのかどうか。具体的に、国内においては、どういうところにどういう材（製品）を送り込むのか、国外においても同様。国内外での競合が考えられることから、ターゲットを絞るなど、しっかりとした行動計画の策定が必要と思われる。	国内外への販路拡大に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。	D（参考）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
12	<p>他の県で見られるような岩手が誇るシンボリックな公共施設を建設するなど、この際、一步も二歩も突っ込んだ施策が必要と思うが如何か。本県は遅れているように感じる。</p> <p>※ 計画目標と実績はどうなっているのか、計画どおりに進んでいるのであればいいが、もし進んでいないのであれば、県トップを先頭にもっと積極的に利用促進を図るべきと思う。「県が自ら整備・・・、木造化をさらに積極的に・・・」の表現にしてはどうか。</p>	<p>県が整備する建築物等については、低層施設は原則木造化とし、低層・高層に関わらず内装木質化に取り組むなど、引き続き積極的に取り組んでいくこととしており、表現については現状のとおりとします。</p> <p>なお、意見については、今後の施策を検討する際の参考とします。</p>	D（参考）
13	<p>行動計画の中に、具体的な伐採・造林計画を策定し、実行・管理していくことが必要。</p> <p>「森林資源の・・・、再造林や間伐などを計画的に行い、適切な森林整備・・・」の表現にしてはどうか。</p>	<p>意見を踏まえ、「森林資源の循環利用につながる、再造林や間伐などを計画的に行い、適切な森林の整備を進めます」に修正します。</p>	A（全部反映）
14	<p>基盤の整備を計画的に進めていくためには、十分な予算を確保することが前提となるので、まずは、十分な予算の確保に全力をあげ、生産基盤の整備を進めてもらいたい。</p> <p>「十分な予算を確保し、林道・森林作業道・・・」の表現にしてはどうか。</p>	<p>今後の施策を検討する際の参考とします。</p> <p>なお、予算については引き続き確保に努めるとともに、国に対して要望していきます。</p>	D（参考）
15	<p>人材の確保・育成は、伐採や路網開設等の現場技能者のみならず森林整備の担い手も確保・育成する必要があることから、「林業及び・・・、・・・現場技能者並びに森林整備の担い手等の幅広い・・・」の表現にしてはどうか。</p>	<p>基本方向⑩に掲げる「高い技術力を有する伐採や路網開設等の現場技能者等の幅広い人材」には、林業・木材産業に従事する森林の整備から木材加工にわたる幅広い人材を対象としていることから、表現については現状のとおりとします。</p>	C（趣旨同一）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
16	<p>整備の用語には、新設、改良、維持管理も含まれると考えるが、現在利用が進んでいる林道は古い時代に新設されたものが多く、カーブ等一部の不備から流通コストが増加し、山元還元が十分に行われないので、改良・維持管理がもう少し読めるようにしてほしい</p>	<p>林道は木材の搬出コスト低減において重要な役割を果たすものであり、既設の林道においては、適切な維持管理が必要となっています。</p> <p>改良や維持管理などの具体的な取組内容に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）
17	<p>p9の基本方向①のイに、中大規模建築物の木造化・木質化を進めるとあるが、そもそも、これら木造建築物の設計ができる建築士がいらないあるいは極端に不足しているとのことであるから、これら人材の早期養成を図らないことには、木造化、木質化は進まない。</p> <p>よって、基本方向①の中に、木造建築物の設計ができる建築士の確保・育成を加える必要があると思われる。イに書かれていることが、基本方向②の中に反映されていない。</p> <p>「中大規模建築物の木造化・木質化を進めるため、木造建築専門技術者の養成確保を図るとともに、建築関係事業者・・・」の表現にしてはどうか。</p>	<p>意見を参考にし、基本方向②については、「中大規模建築物の木造化・木質化に携わる設計士や建築関係事業者など設計・施工に携わる関係者を対象に、県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上、人材の育成等の取組を進めます」に修正します。</p>	B（一部反映）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
18	<p>(2) ～建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等の確保・育成</p> <p>基本方向⑫ ～県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上など人材育成の取組を進めます。</p> <p>(2) 「～技術を有する設計者等の確保・育成」の表現について</p> <p>⑫では木造建築技術の継承とあるが、技術の継承となれば大工等を指すように感じますが、建築士も含むのか、どちらを指すのかわかりにくい。</p> <p>また、公共施設等、中・大規模木造建築物の構造設計等の高度な木造建築専門技術者の養成について森林・林業会議としても要望していましたが、設計者等に含んでいることでしょうか。</p>	<p>意見を参考にし、基本方向⑫については、中大規模木造建築物の構造設計等を行う設計士も対象であることを明確化するため、「中大規模建築物の木造化・木質化に携わる設計士や建築関係事業者など設計・施工に携わる関係者を対象に、県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上、人材の育成等の取組を進めます」に修正します。</p>	B（一部反映）
19	<p>基本方向⑬（県産木材等の利用の目標の(4)に関連して) について、具体的にどうするのか。</p>	<p>具体的な取組内容については、行動計画に示すこととしております。</p>	F（その他）
20	<p>主語が県なのでこれでいいかもしれないが、これについては、林業サイドのみならず、教育委員会との密接な連携の下に取り組む必要があると思われる。そういう文言は組み込まないのかどうか。</p>	<p>森林環境学習の取組については、教育関係部局と連携して取り組んでおり、今後も、事業の実施に当たっては、連携して取り組んでいきます。</p>	C（趣旨同一）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
21	<p>現行の岩手県産材認証協議会の県産材証明制度は木材流通の現況にそぐわず問題点が多いため、現状のまま県産材利用の普及を進めれば、証明発行が滞る可能性が否めない。</p> <p>県は認証協議会の指導を行う立場であると認識し、産地認証制度が条例の施策として位置づけられていることから、基本計画の策定と並行して県産材証明制度のよりスムーズな運用が図られるよう根本的な改正を検討されたい。</p>	<p>岩手県産材認証協議会の県産材証明制度に関する意見については、同協議会と相談しながら、産地認証制度が適切に運営されるように必要な助言等を行っていきます。</p>	F（その他）
22	<p>県産木材を使うことで県内の森林の適切な管理に寄与できることを基本方向として追記できないか。その際、森林認証制度の普及などは理解を得やすいのではないか。すでに他県においては森林認証制度に積極的に取り組んでいるところもある。</p>	<p>森林認証制度の普及に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）
23	<p>最後に、木材利用について、循環（SDGs）に配慮した調達基準への言及は必要ではないか。県産木材であれば全てSDGsに寄与するというのは少し乱暴に思う。自然災害が多発する現状を鑑み環境に配慮した素材生産・木材調達へ誘導することは、県がイニシアティブをとることで、適切な森林資源循環へと繋がり、収益性と公益的機能の高い森林づくりを図るためにも必要ではないかと思われるからである。</p>	<p>環境に配慮した調達に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
24	<p>計画期間内に森林環境税の賦課が始まり、県民の関心が高まることが想定されることから、次のとおり森林環境譲与税に関する記載を追加することが望ましい。</p> <p>「森林環境譲与税を活用して、市町村が実施する森林の整備に関する施策等の支援を進めます。」</p>	<p>森林環境譲与税を活用した市町村が実施する森林整備関係施策への支援に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）
25	<p>森林経営管理法や新たな森林経営管理システムについて、全く言及がないことに違和感がある。</p>	<p>森林経営管理法や新たな森林管理システムに関する意見については、行動計画の策定の参考とします。</p>	D（参考）
26	<p>森林の整備を促進するため、森林所有者が、自身の保有する森林の情報（所在地及び境界を含む）を入手できるシステムが必要ではないか。</p>	<p>本県では、森林情報の閲覧や検索等が可能な森林資源管理システムを運用しており、森林所有者は、県や市町村に申請を行うことにより、所有する森林に関する資料や図面の交付を受けることができます。</p> <p>申請方法等ご不明な点がございましたら、所有する森林の所在する市町村や県広域振興局林務担当部、農林振興センター（林務室）までお問い合わせください。</p>	F（その他）
27	<p>加工事業者や関連団体の川中事業者には、製材・集成材・合板等が考えられるが、桶樽や各種木工品も本来の木材利用先である。2次加工、3次加工業者にも呼び掛けてもらいたい。</p>	<p>県産木材等の利用推進機関として想定している「(仮称)いわて県産木材等利用推進協議会」の設置の際の参考とします。</p>	D（参考）



28	岩手県公共施設・公共工事木材利用促進本部は副知事を先頭にとあるが、整備に当たっては木材利用が本当にできなかったのか、副知事の決裁を義務付ける方式が望ましい。また、机、棚、ごみ箱など備品等の購入に当たっても、きっちりと方針を明確化して、地域産業の育成を図ってほしい。	県が整備する公共施設・公共工事における木材利用については、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部において、県庁内の関係部局で情報共有を行いながら、積極的に取り組みを進めてきたところです。 備品等の導入方針の明確化に関する意見については、行動計画の策定の参考とします。	D（参考）
29	基本計画の実行に当たっては、林業だけでは解決できないような事柄もあるので、市町村等行政と連携して進めていく必要があると思われる。	基本計画の推進に当たっては、県や市町村が自ら率先して県産木材等の幅広い利用を図る必要があることから、「(仮称) いわて県産木材等利用推進協議会」を設置し、市町村等との連携をさらに深め、取組を進めていきます。	C（趣旨同一）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。